

平成30年度第3回流山市通学区域審議会会議録

- 1 日 時 平成31年1月8日(火)
午前10時～午前11時40分
- 2 場 所 301会議室(市役所第2庁舎3階)
- 3 出席委員 長岡委員、岡村委員、大重委員、小澤委員、石井委員、
宇佐見委員、井田委員、松原委員、石橋委員、小泉委員、
龍田委員、近江委員、宮原委員、稲葉委員
- 4 欠席委員 安蒜委員
- 5 事務局 後田教育長
前川学校教育部長
遠藤学校教育課長
上原課長補佐、軍司係長、吉川管理主事、多田管理主事
石川主任主事、片岡主事
- 6 議 題
 - (1) 新設中学校 通学区域の設定について(答申)
 - (2) 西平井・鰯ヶ崎地区及び鰯ヶ崎・思井地区区画整理事業地区に係る通学区域の設定について(諮問)
- 7 傍聴人 なし
- 8 議 事 次頁以降のとおり。

<議長>

それでは、ただいまから、平成30年度第3回流山市通学区域審議会を開催いたします。

はじめに、前川学校教育部長から御挨拶をいただきます。

<前川部長>

皆様、おはようございます。

学校教育部の前川でございます。

審議会開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

皆様方には、本市の教育行政に格別なる御理解と御協力を賜りお礼申し上げます。

現在、委員の皆様には、新市街地地区の児童生徒数の増加に対応するため、「新設中学校の通学区域の設定及び隣接する流山市立おおたかの森中学校、流山市立常盤松中学校、流山市立西初石中学校の通学区域の変更」について御審議いただいております。

また、前回の通学区域審議会では、昨年11月に開催しました新設中学校の住民説明会で住民の皆様からいただいた御意見等について、御審議いただいたところです。

通学区域は、児童生徒だけでなく、地域住民の方々の生活においても深く密着しているものです。そのことから、今回の通学区域の変更や設定案に対して、地域住民の皆様から様々な御意見や御質問をいただき、委員の皆様には、これまでにいただいた御意見に対し、慎重な御審議を重ねていただきました。

本日の会議は第3回ということで、委員の皆様方には、大変恐縮ですが、引き続き児童生徒が安全で安心して通学出来るよう、また、出来る限り多くの住民の皆様にご理解いただける通学区域となりますように御審議いただきますようお願い申し上げますが、挨拶とさせていただきます。

<議長>

ありがとうございました。

会議の成立について御報告申し上げます。

本日の会議は、委員15名中14名の出席、1名の欠席となっており、委員の半数以上の出席ですので、流山市通学区域審議会条例第6条第2項の規定により、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

次に、配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。

●審議会次第

●資料番号1（答申案）

●資料番号2（委員の皆様からの御意見）

●資料番号3（西平井・鱒ヶ崎地区及び鱒ヶ崎・思井地区区画整理地区に係る通学区域の設定について（通学区域案）

以上となりますが、不足されている方はいませんか。

よろしいでしょうか。

なお、会議録作成のため録音をさせていただきますので、御了承願います。

それでは、会議に入ります。

まず始めに、前回の審議会後に、事務局から事前資料として、答申（案）が送付されました。

お手元の資料番号1（答申（案））をご覧ください。

その後、委員の皆様から事務局へいくつか御意見が寄せられましたので、まずは、事務局から、御紹介いただきたいと思えます。その御意見について、委員の皆様で議論していただき、答申を作成していただきます。

それが終わりましたら、議題であります「新設中学校の通学区域の設定について」の諮問についての答申をしたいと思えます。

それでは事務局、お願いします。

<事務局>上原課長補佐

皆様、おはようございます。年初めの御多用の折、御出席いただき、ありがとうございます。今年も、昨年に引き続き、どうぞよろしくお願い致します。早速ですが、答申（案）に対しての皆様からの御意見をここで紹介させていただきます。

資料は、お手元の資料番号1（答申案）、資料番号2（委員の皆様からの御意見）を合わせてご覧ください。

はじめに、龍田委員からの御意見です。

平成34年4月に、新設中学校への進学を希望するおおたかの森中学校3年生についての御意見です。

新設中学校開校時（平成34年4月）に、おおたかの森中学校3年生は、希望制としたいと事務局案で提示及び説明があつたが、同校3年生はいつまでに、新設中学校への通学を希望する旨を報告する必要があるか、という御意見です。

つぎに、宇佐見委員からの御意見です。

資料番号1答申（案）の2ページ（2）、下から九段目になります。

「北側が八木北小学校区、南側を小山小学校区となるため」とありますが、小学校の「校」の字が2つとも抜けておりました。

また、3ページをご覧ください。

（3）指定学校変更についての、「②西初石中学校の通学区域の大畔地区は」

とあります。②のところは、①となっております。

御指摘いただいた箇所は、明らかな間違いでありましたので、既に答申（案）の方を修正させていただきました。

皆様のお手元にあるものは既に修正したものとなっております。

委員の皆様からの御意見については以上です。

また、事務局からですが、2ページ目（2）をご覧ください。

その中段に「なお、通学区域変更に係る詳細な地番等については、土地区画整理事業における換地処分が行われ、平成30年度に字及び地番変更が見込まれていることから」とあります。ここで、「平成30年度」となっておりますが、この度、新市街地地区の字変更が平成31年の5月ということで公表がありましたので、ここについては、「平成31年度」と訂正したいと思います。以上です。

<議長>

只今、事務局から説明がありましたが、この内容について何か御意見（補足含め）や御質問はございますか。

<宇佐見委員>

答申（案）1ページ

3 答申（1）通学区域について ①学校規模

「学校教育法施行令規則」の、「令」は不必要であると思います。

<事務局>

訂正いたします。

<宇佐見委員>

答申（案）3ページ

4 附帯意見（3）①「兄弟姉妹がいる場合は別として」の部分は具体的にはどのような意味ですか。

<事務局>

原則、おおたかの森中学校1年生・2年生については、新設中学校に行ってしまうことになりますが、中学校3年生の兄姉がおり、おおたかの森中学校に残ることを選んだ場合、中学校1年生・2年生の弟妹は、指定学校変更申立てにより、おおたかの森中学校に通学することができるという意味です。

<宇佐見委員>

わかりやすい表現にすべきではないですか。但し書きにするなどはどうですか。

<事務局>

わかりやすい表現に修正します。

<長岡委員>

「平成」の表記はどのようにしますか。西暦に変更しなくてもよいですか。

<事務局>

住民説明会でも、「平成」で説明を行ってきたため、現時点では「平成」のまままでできればと思います。

<岡村委員>

答申（案）3ページ

4 附帯意見（2）安全対策について

先日の話の中で、自転車通学の話も出ていたと思いますが、答申には細かい内容は入れないものでしょうか。

<事務局>

これから関係部署と協議しながら対策をとっていきますので、あくまでも全体的な御意見という形でできればと思います。

<議長>

おおたかの森中学校3年生の学校の希望については、十分な周知期間を設けていただいて、事務関係に遺漏のないようお願いしたいと思います。

他になれば、新設中学校の通学区域の設定について、答申をまとめたいと思います。新設中学校については、通学区域案とともに、諮問を受け、通学距離や通学経路、地域コミュニティに加え、流山市立おおたかの森中学校、流山市立常盤松中学校、流山市立西初石中学校の通学区域の変更について、新設中学校の生徒数のバランスを念頭に審議し、最良と考える一つの案を選択しました。その案について、住民の方々からのご意見や、説明会でいただいた御意見を踏まえたところ、学校間のバランスはもとより、出来る限り、現在の住民の方々への配慮が必要ではないかということで、附帯条件について議論を重ねてまいりました。

ここで、何点か確認させていただきます。

(1) 通学区域について

通学距離、学校規模、通学経路、地域コミュニティを踏まえ通学区域を設定することが望ましいと考えるが、当該地域については、生徒数が急増していることから、可能な限り生徒の学校生活における安全を考慮し対応すること。

(2) 安全対策について

新設中学校までの通学経路には、交通量の多い交差点等があり、横断時の安全確保や防犯対策を必要とする箇所等も考えられることから交通安全及び防犯対策については、道路の整備状況を注視しながら関係部局と十分協議し、生徒の登下校における安全の確保に努めること。

(3) 指定学校変更について（新設中学校の通学区域）

①兄弟姉妹がいる場合は別として、おおたかの森中学校の1・2年生は、新設中学校へ移っていただく。

ただし、おおたかの森中学校に就学し、平成34年度から新設中学校区に変更となる中学3年生の生徒については、高校受験も控えていることから、引き続き、おおたかの森中学校へ通学できるよう、指定学校変更を許可するように柔軟な対応を図ること。

②西初石中学校の通学区域の大畔地区は、指定学校変更により西初石中学校に通学できるように柔軟な対応を図ること。

(4) 指定学校変更について（おおたかの森中学校の通学区域）

おおたかの森駅南口及び東口商業地域については、指定学校変更により新設中学校へ就学できるように柔軟な対応を図ること。

(5) 児童・生徒数推計及び想定値について

今後も新設中学校、おおたかの森中学校の生徒が増加することが見込まれることから、定期的に人口動態等を注視し、対策を講ずること。

以上の5点でございます。

他に追加する内容について、何かありますでしょうか。

ないようであれば、新設中学校の通学区域の設定については、以上の内容で答申したいと思えます。

それでは、答申案を作成しますので、暫時休憩します。

会議を再開します。事務局は答申案を配付し、はじめに、「新設中学校の通学区域」について読み上げてください。

<事務局>

答申（案）読み上げ

<議長>

只今、読み上げました答申案でよろしいでしょうか。

<石橋委員>

2ページの（2）中段「新設中学校の通学区域に」というところの4行「北側が八木北小学校区、南側“を”小山小学校区となるため」は、「南側“が”」の方が文章的に良いのではないのでしょうか。

もう1点、3ページの4（4）では「おおたかの森駅」と記載があるのに対し、5では「流山おおたかの森駅」となっているので、どちらかに統一した方がよいのではないのでしょうか。

<事務局>

2ページは「南側“が”」に修正し、駅名は正式な「流山おおたかの森駅」に修正します。

<議長>

ほかにいかがでしょうか。

<大重委員>

2ページの3答申（2）の文末だけ、すべて敬体を使用しているが、3答申の（1）は常体を使用しているため、文末は常体に統一してはどうでしょうか。

<事務局>

（1）と同じく、文末を常体に統一したいと思います。

<龍田委員>

1ページ下から4行目（学校教育法施行規則）の網掛けになっているのはどうしてでしょうか。

<事務局>

先ほどご指摘いただいた部分を修正したため、わかりやすいように網掛けにしています。

正式な答申では、網掛けを消してお出しいたします。

<岡村委員>

1 ページ 2 審議会の会議の開催（2）平成30年12月17日の後は、（報告）などは書かなくて大丈夫でしょうか。

<事務局>

「諮問」と「答申」の間に複数回審議会が開催される場合もありますので、諮問と答申のみ記載をしています。

<龍田委員>

最後に「以上」などという言葉は必要ないでしょうか。

<事務局>

前回の答申でも記載していないので、今回も同様にしたいと考えます。

<議長>

「新設中学校の通学区域」についての答申は、只今の内容でよろしいでしょうか。異議なしとのことですので、これから答申書を準備しますので、暫時休憩します。

会議を再開します。答申書について、事務局から配布がありましたので、確認をお願いします。

<事務局>

文末はすべて常体に修正しました。

1点、3 ページ目の（3）指定学校変更についての部分を事務局で修正させていただきました。

「また、指定学校変更を許可された兄と姉が在学中に入学する弟と妹についても、おおたかの森中学校へ通学できるよう、指定学校変更を許可するように柔軟な対応を図ること」というように修正させていただいております。

理由としては、歳の離れた弟妹がいる場合もありますので、あくまでも兄弟姉妹の学校が分かれてしまうことがないようにという意味で、「中学校3年生の兄姉が在学中に入学する弟妹」に限定できる表現に修正しております。

<議長>

この件について、御意見ありますでしょうか。

異議なしということで、敬体を常体に直したということと、指定学校変更について、よりわかりやすく修正したということで、これを答申書として、この後、

交付させていただきます。

これから答申書を準備しますので、暫時休憩します。

会議を再開します。答申書を交付します。

<議長から教育長へ答申書を交付>

<教育長>

本日は、御多忙の中、審議会に御出席いただき、ありがとうございます。

答申に当たり、一言、お礼を申し上げます。

皆様方には、日頃より本市の教育行政に格別なる御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、このたびは、新設中学校の通学区域の設定に当たり、慎重なる御審議ありがとうございました。

平成30年10月9日付けで、「新設中学校の通学区域の設定及び隣接する流山市立おおたかの森中学校、流山市立常盤松中学校、流山市立西初石中学校の通学区域の変更」について、諮問をさせていただきました。

こちらの諮問につきまして、これまで度重なる慎重な御審議をいただき、本日、答申をいただきまして、ありがとうございました。

今後、答申を踏まえて、教育委員会議に「流山市立小学校及び中学校通学区域規則」の改正手続きを進めて参ります。

簡単ではありますが、お礼の挨拶とさせていただきます。

<議長>

次に、議題2の西平井・鰯ヶ崎地区及び鰯ヶ崎・思井地区区画整理事業地区に係る通学区域の設定について（諮問）を審議します。まず、事務局で説明をお願いします。

<事務局>

西平井・鰯ヶ崎地区及び鰯ヶ崎・思井地区区画整理事業地区の換地処分後に字変更が予定されていることから、そのことを見据えて関係する学校の通学区域の変更について、皆様に御意見や御指摘をいただくために諮問するものです。

西平井・鰯ヶ崎地区及び鰯ヶ崎・思井地区区画整理事業地区は、流山市都市整備部西平井・鰯ヶ崎地区区画整理事務所において区画整理事業を行っています。

当該事業は、西平井・鰯ヶ崎地区と鰯ヶ崎・思井地区の2つに分けて行っています。

換地処分後の字変更については、西平井・鰯ヶ崎地区は平成31年の夏ごろ、

鰯ヶ崎・思井地区は平成32年の3月末ごろを予定していると当該区画整理事務所から伺っております。

学区変更は、2つの地区の字変更が完了した後に行うことが、市民からの混乱を避けることとなりますので、現実的には字変更が完全に終了する時期に併せて行いたいと考えております。

現在、この地域は区画整理事業地区ですので転入者が多少多い地域になります。転入者が就学する学校をどこにすべきなのかなど、混乱を避けるためにも、字変更を待たずに、早めに教育委員会の考えを諮問とし、通学区域審議会にお伺いをたてるものです。

<教育長>

諮問書文を読み上げ、小澤会長へ諮問文を渡す。

<事務局>

教育長は、公務のため、本日はこれもちまして退席とさせていただきますので、御了承願います。

なお、各委員の皆様には、写しをお手元に配付させていただきます。

<議長>

それでは、議題2について、事務局から説明をお願いします。

<事務局>上原課長補佐

先ほどは口頭で説明しましたが、スクリーンに写し出して、詳しく説明いたします。

スクリーン①「小学校図」

こちらは、関係する流山小学校、鰯ヶ崎小学校、八木南小学校の通学区域全体図になります。図面中央にある丸が、今回の区画整理事業地区になります。

スクリーン②「中学校図」

こちらは、関係する南部中学校、南流山中学校、八木中学校の通学区域全体図になります。

スクリーン③「通学区域（案）」

こちらは、当該区画整理事業における区画整理図になります。

現状の、流山小学校と鰯ヶ崎小学校と八木南小学校の通学区域境は、「青い線」の部分となります。

「赤い線」は、字変更後に通学区域境を事務局として考えている案になります。この通学区域境（案）は、字変更後に西平井2丁目と鰯ヶ崎2丁目と思井1丁目

の境になりますので、これまで、西平井地区は流山小学校へ、鰯ヶ崎地区は鰯ヶ崎小学校へ、思井地区は八木南小学校へ通学するものとしていましたので、字変更後も引き続き西平井地区は流山小学校へ、鰯ヶ崎地区は鰯ヶ崎小学校へ、思井地区は八木南小学校へと考えた通学区域境（案）となります。

該当する中学校は、流山小学校の卒業生は南部中学校へ、鰯ヶ崎小学校の卒業生は南流山中学校へ、八木南小学校の卒業生は八木中学校へ進学することとなりますので、小学校の通学区域変更に合わせて、中学校の通学区域も変更したいと考えております。

スクリーン④「自治会図」

また、関連する自治会境のわかる図をご覧ください。

このとおり、字変更がされることを見越して、自治会が形成されていますので、自治会の混乱を避けるためにも、字変更を待たずこのタイミングで諮問させていただきました。

諮問の趣旨は以上となります。

次に補足説明といたしまして、「平成30年の児童・生徒推計及び想定値」から学区を変更した場合の人数等の説明を担当からの説明させていただきます。

<事務局>吉川管理主事

学校教育課管理主事の吉川です。よろしく申し上げます。

平成30年度児童・生徒数推計及び想定値から見た場合、今回の通学区域変更に係る影響について、試算いたしました。

今ご覧いただいておりますのが、現状での児童・生徒推計及び想定値による流山小学校、鰯ヶ崎小学校、八木南小学校の平成36年度までの推計になっています。

学区変更が平成32年度と仮定した場合の数が、今映しているスライドになります。例えば、流山小学校の平成32年度、988人が、変更後993人の想定です。同様に、鰯ヶ崎小学校の平成32年度が616人と想定していますが、変更後、611人。八木南小学校は平成32年度328人と想定していますが、変更後、328人と変わらない予想です。この3校について、推計及び想定値で見たところ、それほど学級数が大幅に増減しないと考えることから、現在変更を考えている通学区域で大丈夫ではないかと、事務局としては考えております。

ちなみに、次に資料につきまして、この通学区域変更に係る地域の1歳から15歳までの住民登録者数ですが、一番上の西平井は、1歳から15歳までの住民登録はまだありません。

中段、通学区域変更に係る鰯ヶ崎については、1歳から15歳まで、合計52名の住民登録があります。

一番下、通学区域変更に係る思井地区については、1歳から15歳までの住民

登録者はいないということになっていますので、今回事務局が考えている通学区域に変更しても3つの小学校及び中学校に影響はないと考えています。

<議長>

只今、事務局から説明がありました。
皆様、御意見等はございますか。

<大重委員>

通学区域の設定については、良い案だと思います。
ただし、平成31年、平成32年頃の変更とのことで、現在、この地区に家を建てられる方で、学区はどこでしょうかという問い合わせが学校にもありました。教育委員会として、アナウンスをどのようなタイミングで、どのように行うのかを教えていただければと思います。

<事務局>

諮問の内容は、1か月以内を目途に、ホームページに公開します。
また、議会にもこの後説明をしまして、スライドで表示しておりますが、教育委員会議にて本日の報告をさせていただきます。その後、教育福祉委員会協議会にも、報告をいたします。
また、2月頃には、関係する学校及び自治会へ報告させていただきます。
3月議会で、市長から一般報告をする予定です。
5月には、住民説明会を予定しております。
夏頃には、西平井・鰯ヶ崎地区の字変更が本格的に行われる予定です。
7月頃には、5月に行われた住民説明会でいただいた内容について、皆様にご報告をし、審議会を開催したいと考えています。
その時に、説明と同時に審議していただくとともに、答申もいただきたいと考えております。
また、平成32年3月に鰯ヶ崎・思井地区の字変更が実施された場合、規則改正を平成32年の4月に行いたいと考えております。
規則は、4月からですが、その前に周知を図り、先を見越して指定学校の変更を希望する方もいますので、柔軟な対応をとっていきたいと考えております。

<議長>

他にいかがでしょうか。
その他に意見がないようでしたら、本日の審議はここまでとしたいと思えます。最後に、事務局から案内などはありますでしょうか。

<事務局>

今後の工程でもお話をさせていただきましたが、7月に審議会を開いていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また日程等は、事務局から改めて開催1か月前を目安に案内させていただきます。事務局からは以上です。

<議長>

ありがとうございました。本日は、これにて閉会といたします。

長時間にわたり、貴重な御審議、ありがとうございました。

以 上